

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案等

規 制 の 名 称 : 危険物施設の保安距離及び保有空地に係る規制の見直し

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和8年2月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設である危険物施設（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所等）と高圧ガス施設等との間に設ける離隔距離（以下「保安距離」という。）については、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）や危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）で基準が定められており、現行基準では一律に 20m 以上とすることを求めていたが、一定の安全措置（危険物を取り扱う建築物等の周囲における耐火構造の壁の設置等）を講ずることにより相互に延焼等を生じさせない場合は、保安距離を 20m 未満にできることとする。
- また、危険物施設の周囲には、危険物の指定数量（危険性を勘案して令で定める数量）に応じた空地（以下「保有空地」という。）を保有することを求めていたが、一定の安全措置（危険物を取り扱う建築物等の周囲における耐火構造の壁の設置等）を講ずることにより危険物施設と隣接する建築物等との間で相互に延焼等を生じさせない場合は、保有空地の幅を減じ、又は保有空地を保有しないことができることとする。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）において、「事業者による GX の取組の環境を整備するため、水素等の GX 新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」とされた。
- これを踏まえ、水素等の GX 新技術に関連する危険物規制の課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体、関連企業が立地する地方公共団体に対してヒアリング調査を実施した（水素関連施設は上記危険物施設に該当する場合があるほか、危険物施設と水素関連施設が隣接して設置される場合がある）。その結果、保安距離や保有空地に係る規制により危険物施設の新設等に際して立地が限られる等の課題が生じており、一律の規制ではなく、保安上のリスクに応じた柔軟な対応が可能な規制にすべきである等の業界団体からの指摘があったところ。
- その状況を踏まえ「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会」において、水素関連物質に限らず、全ての危険物を対象として、安全の確保を大前提に危険物規制のあり方について検討した。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- 「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会」の報告書（令和 7 年 3 月 28 日）を踏まえ、一定の安全措置（危険物を取り扱う建築物等の周囲における耐火構造の壁の設置等）を講ずる場合は、危険物施

設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離を20m未満にできることとともに、保有空地の幅を減じ、又は保有空地を保有しないことができることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- 一律の規制ではなく、保安上のリスクに応じた柔軟な対応が可能な規制とすることにより、危険物施設の新設等に際して立地選択の自由度が高まるとともに、建築物の効率的な配置が可能になり、国内における水素等のGX新技術等の普及拡大や国際競争力の向上に寄与する。なお、危険物施設の類型や危険物の指定数量、講ずる安全措置の内容等によって、減じることができる保安距離若しくは保有空地の幅又は保有空地を保有しないことができるか否かは様々であり、効果について定量化することは困難である。
- 事後評価の際には、業界団体等から課題の解消状況、更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- 一定の安全措置が講じられた場合にのみ認められる特例であることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

- 特例を適用した危険物施設で大規模な火災が発生した場合の被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告の内容を精査することにより確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- 一定の安全措置を講ずる場合は、危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離を20m未満にできることとともに、保有空地の幅を減じ、又は保有空地を保有しないことができることとすることについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- 水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会（令和6年6月6日、令和6年11月25日、令和7年2月14日、令和7年2月26日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-150.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- 施行後おおむね 5 年以内に事後評価を実施予定。